

自家用電気工作物保安管理業務委託（伊是名浄水場）契約書（参考）

沖縄県公営企業管理者 企業局長 松田 了（以下、「甲」という。）と
以下、「乙」という。）は甲を管理権限者とする施設の自家用電気工作物保安管理業務に関し、次の通り業務委託契約書を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲は下記建設物の電気設備について、法令並びに電気工作物保安規程で定められた機能の維持と電気設備保安管理業務を円滑及び適切に行い、電気設備を正規の状態に維持する事を目的として、電気設備保安管理業務を乙に委託し、乙はこれを誠実に履行する。

施設名：伊是名浄水場
所在地：伊是名村字仲田 314 番 4
設備概要：設備容量 500 kVA
受電電圧 6,600 V
非常用発電機容量 50 kVA

（契約期間）

第2条 本契約の期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（契約内容）

第3条 本契約の業務内容及び範囲は、別紙「自家用電気工作物保安管理業務仕様書」のとおり定める。

（契約金額）

第4条 本契約に基づき甲が乙に支払う契約金額は次のとおりとする。

ただし、消費税及び地方消費税額は税率に変動がある場合は甲乙協議のうえこれを改定する。また支払月額については別紙「業務委託支払計画書」のとおりとする。

| | | | | | |
|----|---|---|---------------|---|----|
| 月額 | ¥ | — | （うち消費税及び地方消費税 | ¥ | —） |
| 年額 | ¥ | — | （うち消費税及び地方消費税 | ¥ | —） |

2 受注者は契約保証金として、沖縄県財務規則第101条第1項の規定に基づき、契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の規定に該当する場合はこの限りではない。

3 物価変動や法令変更に基づく契約業務内容の変更及びその他契約金額の変更が必要とされる事態が生じた場合には、甲乙協議の上、契約金額を改定することができる。

（部分完了報告書）

第5条 乙は、業務完了後速やかにその内容を甲に説明するとともに、部分完了報告書を提出するものと